「所定疾患施設療養費算定状況」の公表について

平成24年の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【所定疾患施設療養費について】

1.対象となる入所者の状態は次の通りです。

・肺炎　・尿路感染症　・帯状疱疹　・蜂窩織炎　・帯状疱疹

2.上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。

3.診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記録する。

4.請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

5.算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

※公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	1	0	3	0	0	0	0	2	2	0	2	2	12
誤嚥性肺炎	1	2	4	1	1	0	1	0	0	1	0	2	13
尿路感染	4	1	1	2	2	4	2	3	4	0	3	2	28
蜂窩織炎	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3
帯状疱疹	2	1	2	0	1	2	1	0	0	0	0	0	9
合計	9	4	10	3	4	7	4	5	7	1	5	6	65

（2022年度）

一般社団法人　愛生会　介護老人保健施設おおやけの里